

下 総 第 9 2 3 号

令和元年(2019年)9月18日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 関 谷 博 様
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和元年(2019年)6月3日付け監査報告第10号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

豊浦総合支所建設農林水産課

- (1) 指名競争入札に係る指名通知等を行うときは、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録がない者を対象とすることはできないにもかかわらず、「小串漁港多目的広場緑地管理業務」及び「涌田海岸保全施設維持管理業務」の指名業者に、名簿に登録がない業者が含まれていた。下関市契約規則等に基づき、適正な事務処理を行われない。

平成31年度契約事務より、入札参加有資格者名簿を確認し、登録のある業者を指名、また、その名簿の写しを併せて添付することで、決裁の際に押印者全員で確認が取れる様に、入札事務の改善を行った。

- (2) 工事等を行うために法定外公共物を使用させる場合は、市は使用の許可を受けた者から工事等着手届や工事等完了届の提出を受けなければならないが、これらの書類が提出されていない事例が見受けられた。下関市法定外公共物の管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、適正に事務処理し、必要に応じて相手方を指導されたい。

現在、当該業務については、許可書申請から完成までに必要な書類の流れを申請時に説明し、許可書を交付する際には、着手届・完了届を添付し、書類の提出漏れがないように申請者に対して指導するように改善を図っている。

- (3) 道路占用の申請等において、以下の不適切な事例が見受けられた。下関市道路占有規則（以下「占有規則」という。）に基づき、適正に事務処理し、必要に応じて相手方を指導されたい。

ア 占有規則に規定する申請書（様式第1号）及び届出書（様式第2号）

に、申請日や届出日の記載がないもの。

イ 申請書に占用の期間が記載されていないもの。

ウ 占用を廃止した日よりも前に届出書を提出しているもの。

エ 占用規則第2条第2項に規定する期限までに道路の占用許可の申請書が提出されていないもの。

オ 直ちに行うべき工事完了の届出書の提出が、工事完了後4か月が経過して行われているもの。

現在、当該業務については、受付事務におけるチェック項目の見直しを行い事務の改善を図るとともに、申請者には、提出時に必要な諸事項をその都度説明し、指摘事項についての注意喚起、及び指導を行い、提出物の不備がないよう指導を行っている。